

平成 30 年 5 月

お客さま各位

青森ガスからのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

H 頃、青森ガスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、青森ガスでは、ガス小売供給約款を変更いたしますのでお知らせいたします。

その概要は、次のとおりです。

変更の内容	変更前	変更後
早収料金適用期間	検針日の翌日から 20 日以内	検針日の翌日から 30 日以内

- ① 早収料金適用期間とは検針日の翌日から起算されるもので、現在のガス小売供給約款では 20 日以内となっております。

ガス料金を早収料金適用期間経過後にお支払いいただいた場合、当月早収料金の 3%を翌月のご請求額に加算してお支払いいただいております。

この度、早収料金適用期間を 10 日間延長することにより、早収料金でお支払いいただける期間が長くなり、日数的余裕をもってお支払いいただけることとなります。

なお、今回の変更で早収料金適用期間が検針日と重なる場合があることから、毎月のガスご使用量のお知らせへの遅収加算額の表示は、取り止めることとしますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

- ② 実施日 平成 30 年 7 月検針分より

なお、遅収加算額算出方法につきましては、ホームページで確認できますが、ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

今後とも青森ガスをご愛顧賜りますよう、よろしくお願いたします。

敬具

お問い合わせ先 (ガス小売登録番号 C0012)

青森ガス株式会社 営業部料金課

☎ 017-741-7421